

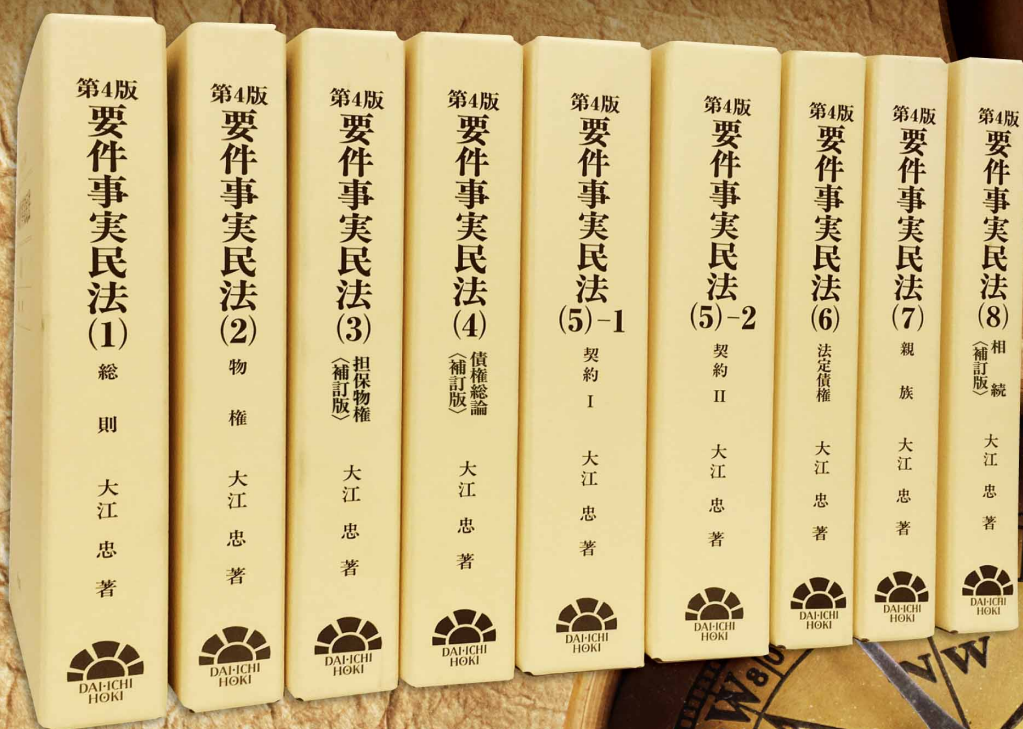
民法上の要件事実を逐条形式で まとめた唯一の書!

民法上の要件事実を網羅したシリーズ第4版!

第4版 要件事実民法

全9巻

[著] 大江 忠 (弁護士)



第4版 要件事実民法 <全9巻>		A5判 上製・ケース付
全9巻		定価 本体64,200円+税
(1)	総 則	定価 本体 7,200円+税
(2)	物 権	定価 本体 5,800円+税
(3)	担保物権 <補訂版>	定価 本体 6,800円+税
(4)	債権総論 <補訂版>	定価 本体 7,200円+税
(5)-1	契 約 I	定価 本体 9,200円+税
(5)-2	契 約 II	定価 本体 9,200円+税
(6)	法定債権	定価 本体 5,800円+税
(7)	親 族	定価 本体 5,800円+税
(8)	相 続 <補訂版>	定価 本体 7,200円+税

NEW!
相続法改正に対応!
判例・学説もフォローした
補訂版



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

本シリーズの特色

- 要件事実に着目し、条文ごとに解説!
- 豊富な判例情報や学説をまとめた充実のシリーズ!
- 訴訟物、請求原因ごとに解説! 答弁書作成のヒントに!

相続(補訂版)のポイント

- 相続法改正後の条文に完全対応!
- 新判例の動向や引用文献の見直しなど、情報をアップデート! 実務家納得の補訂版!

内容見本

557

第8章 配偶者の居住の権利

第1節 配偶者居住権

1 配偶者居住権の新設

相続開始時点で配偶者が高齢である場合、平均寿命の伸長により、配偶者の居住権を長期にわたり保護する必要がある。そのため、一定の要件を満たす場合に、居住建物の使用のみを残された配偶者に認める権利が創設された。すなわち、建物の財産的価値を居住部分とその残余部分とに分け、遺産分割の際に、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な価額で居住権を確保できることとした。

配偶者居住権を取得した場合には、居住建物の所有権の取得とは異なり、原則として、その建物を新たに第三者に賃貸して利益を得、あるいはこれを処分することはできない。配偶者居住権は、あくまでも配偶者がその居住建物を使用収益することに限られる制度であるからである。

配偶者居住権の存続期間が相当長期に及ぶ場合には、配偶者居住権の評価額は、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合とさほど変わらないため、配偶者居住権は、例えば、遺産分割時に内縁の夫がある程度高齢に達している場合に、新たな遺産分割方法の選択肢ともなりうる。

2 内縁の夫婦 AB の一方 A が死亡した時に、A 所有建物に同居していた B の居住 (内縁夫婦の一方死亡後の他方の居住権)

平成 30 年改正では、配偶者居住権及び配偶者短期居住権が設けられたが、内縁の夫婦の一方が死亡した場合の他方の居住権については規定されなかった。内縁の妻には相続権がないので、内縁の夫としては、内縁の妻に財産を残すには、遺言によるか、あるいは、民事信託によるなどの措置を講じておく必要がある。また、遺言を残さずに内縁の夫が死亡した場合内縁の夫所有の建物に同居していた内縁の妻の居住に関して、次のような判例があることは、その紛争が多いことを示している。

(1) 最判昭和 39 年 10 月 13 日民集 18.8.1578 [27001366]
内縁の夫 A 死亡後その所有建物に居住する内縁の妻 Y に対して亡 A の相

3 配偶者居住権の法的性質

配偶者居住権の法的性質については、明文規定がないが、賃借権類似的法定の債権であると解される。その債権者は配偶者であり、債務者は居住建物の所有者 (共有の場合は共有者全員) である。したがって、例えば、配偶者が遺贈により配偶者居住権を取得したが、居住建物については遺産共有状態にある場合には、債務者は、配偶者を含む相続人全員となる。

また、配偶者居住権は、配偶者の居住権を保護するために認められた権利であり、帰属上の一身専属権である。このため、配偶者居住権の帰属主体は配偶者に限定され、配偶者はこれを譲渡することができず (1032 条 2 項)、配偶者が死亡した場合には当然に消滅して、相続の対象にもならない (1036 条において準用する 597 条 3 項。堂蘭 = 野口・一問一答 18 頁)。

4 遺産分割による配偶者居住権

遺産分割においては、①協議分割 (907 条 1 項)、②審判・調停による分割 (同条 2 項)、③指定分割 (遺言による遺産分割方法の指定等。908 条) があるところ、本条 1 項 1 号は、この遺産分割 (協議) によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることを定める。

訴訟物

X の Y に対する所有権に基づく返還請求権としての建物明渡請求権

* A が死亡し、その子 X と A の配偶者 Y との間の遺産分割協議で、X が本件建物の所有権を承継し、Y が配偶者居住権を取得する合意が成立した。本件は、X が Y に対して建物所有権に基づいて建物明渡しを求めたところ、Y が抗弁として配偶者居住権を主張した事案である。なお、配偶者居住権の消滅の再抗弁については、1032 条の解説 4 の設例参照。

請求原因

1 X は本件建物を所有していること

(占有権原——配偶者居住権)

抗弁

- 1 A は死亡したこと
- 2 X は A の子であり、Y は抗弁 1 当時、A の配偶者 (妻) であること
- 3 本件建物は、抗弁 1 の時点で、A の所有するものであったこと
- 4 Y は、抗弁 1 の時点で、本件建物に居住していたこと
* 「居住していた」とは、配偶者が当該建物を生活の本拠としていたことを意味する。したがって、例えば、配偶者が相続開始の時点では入院していて、自宅である居住建物にいなかった場合でも、配偶者の家財道具がその建物に存在しており、退院後はそこに帰ることが予定されていた場合は、その建物が配偶者の生活の本拠としての実態を失っていないので、配偶者はなおその建物に居住していたといえる (堂蘭 = 野口・一問一答 11-12 頁)。
- 5 X 及び Y 間の遺産分割協議において、X が本件建物の所有権を取得し、Y が配偶者居住権する合意が成立したこと
* 本条 1 項 1 号による配偶者居住権の取得である。
* 相続発生時に、被相続人と配偶者が建物の一部に居住していた場合であっても、配偶者居住権は当該建物の全部に及ぶとされている (配偶者居住権の登記も一棟の建物についてされる)。したがって、この場合でも、配偶者居住権が発生するのは、住宅のすべての部分である (住宅としての使用のほか、もともと店舗や賃貸物件として利用していた部分についても対象に含まれる)。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)			
書名		価格	部数
第4版 要件事実民法 全9巻		定価 70,620 円 (本体 64,200 円)	部
第4版 要件事実民法 (1) 総則	[054601]	定価 7,920 円 (本体 7,200 円)	部
第4版 要件事実民法 (2) 物権	[103408]	定価 6,380 円 (本体 5,800 円)	部
第4版 要件事実民法 (3) 担保物権 (補訂版)	[063297]	定価 7,480 円 (本体 6,800 円)	部
第4版 要件事実民法 (4) 債権総論 (補訂版)	[064501]	定価 7,920 円 (本体 7,200 円)	部
第4版 要件事実民法 (5)-1 契約 I	[056630]	定価 10,120 円 (本体 9,200 円)	部
第4版 要件事実民法 (5)-2 契約 II	[056648]	定価 10,120 円 (本体 9,200 円)	部
第4版 要件事実民法 (6) 法定債権	[103424]	定価 6,380 円 (本体 5,800 円)	部
第4版 要件事実民法 (7) 親族	[103325]	定価 6,380 円 (本体 5,800 円)	部
第4版 要件事実民法 (8) 相続 (補訂版)	[068007]	定価 7,920 円 (本体 7,200 円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額 5,000 円 (税込) 以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額 5,000 円 (税込) 未満のご注文については、国内配送料 550 円 (税込) にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- *現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけませ。
---	--	--

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

事務所名 _____

フリガナ _____

ご氏名 _____

TEL _____

E-mail _____

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

要件民法4(1)	(054601)
要件民法4(2)	(103408)
要件民法4(3)補	(063297)
要件民法4(4)補	(064501)
要件民法4(5)1	(056630)
要件民法4(5)2	(056648)
要件民法4(6)	(103424)
要件民法4(7)	(103325)
要件民法4(8)補	(068007) 2019.10 SE